



## 第10回 合併協議会

# 公共的団体等、学校教育、文化・ 体育振興などの取扱いについて審議

四月二十一日、秋田市・河辺町・雄和町の第10回合併協議会が開かれました。

今回は、「公共的団体等」「学校教育事業」「文化・体育振興事業」の取扱いなど六つの案件が審議され、このうち四議案を可決しました。「市町村建設計画」「社会教育事業」の取扱いについては、継続審議となりました。



全市一斉スポーツレクリエーション(飯島地区)



合併協議に関するご意見をお寄せください

秋田市合併推進局

tel(866)2785 ファクス(866)2795

合併協議会ホームページ

<http://www.aky-gappei.jp>

## 共通の目的を持った団体は 統合に向けて調整します

公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めます。

- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努めます。  
自主防災組織連絡協議会、交通指導隊、民生児童委員協議会、福祉協議会など。防犯協会、身体障害者協会、老人クラブ連合会、体育協会、スポーツ少年団は平成17年度に統合するよう調整に努めます。
- 2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めます。  
文化団体連盟芸術文化協会など
- 3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとします。  
雄和町国際交流協会、雄和町アグリ・リサーチ連絡協議会など
- 4 町村であることにより加入・設立した団体は、合併時までに脱会または廃止します。  
河辺郡町村会、河辺郡校長会など
- 5 各市町の事業推進を目的に設立された団体について、新市において該当事業の実施予定がない場合は、合併時までに廃止します。  
河辺町山火事防止対策協議会
- 6 国・県などの調整の必要があり、関係市町内で完結しない団体は、関係機関の助言・指導などをもとに、そのあり方について協議し、調整に努めます。調整は、原則として前記の1から5までの例により行います。  
秋田人権擁護委員協議会

## 独自の目的を持つ 公社、第三セクターは 現行どおり

公社、第三セクターについては、共通の目的を持つものは合併時に統合できよう調整し、独自の目的を持つ団体は現行のとおりとします。

また、必要に応じて合併前に経営分析などを行い、合併後の会社のあり方を改めて検討します。

雄和町育英会は、現行どおりとします。

ごみ収集、秋田空港駐車場料金徴収などの業務を行う(財)雄和町環境保全公社は現行どおりとします。

両町の観光協会は、合併時に(財)秋田観光コンベンション協会と統合するよう調整します。

自然休養村管理センター(石見温泉)の管理運営を行う岩見観光開発(株)は現行どおりとします。

秋田県健康増進交流センター(ユフオーレ)の管理運営などを行う河辺町地域振興(株)は、現行どおりとします。

サイクリングターミナル、ふるさと温泉などの管理運営や給食業務の請負などを行う(株)雄和町振興公社は、現行どおりとします。

河辺町土地開発公社は、合併前に解散します。

## 給食費は 平成17年度から 秋田市に統一

給食費は、平成17年4月分から秋田市に統一するよう調整をはかります。

給食物資の購入は、(財)秋田市学校給食会からの一括共同購入を基本に調整をはかり、両町が進めている地産地消の取り組みは、合併後も継承・推進します。

### 学校給食の実施状況

		秋田市	河辺町	雄和町
主食	パン・麺	週2回	パン週1回、麺週1回	週2回
	米飯	週3回 秋田米飯給食事業組合に炊飯を委託(分校1校のみ自校炊飯)。弁当詰め方式から飯缶方式(*)に移行中	週3回 自校炊飯、飯缶方式	
調理方式		単独調理場42 共同調理場 9	共同調理場1 (給食センター：町直営)	共同調理場1 (給食センター：委託)
給食費	小学校	1食あたり 247円	1食あたり 255円	1食あたり 265円
	中学校	1食あたり 290円	1食あたり 285円	1食あたり 295円
物資の購入		(財)秋田市学校給食会が一括共同購入	公募した業者の中で安定供給、適正価格の維持などに努める業者から購入	献立表(町内統一献立)に基づき購入

\* 飯缶方式...クラス全員分のご飯を1つの缶に入れて運び、食べる直前に各自の碗に盛り付ける方式

## 小・中学校の学区 は変更しません

合併時に一市二町の小・中学校の学区は変更しません。

### 小・中学校の数

	小学校	中学校
秋田市	41校 うち分校1	21校
河辺町	4校	2校
雄和町	4校	2校
合併後	49校 うち分校1	25校

河辺町、雄和町で実施している高校生に対する通学費補助事業は、合併時に原則廃止とします。ただし、合併時に対象となっている生徒については、卒業まで継続します。

障害のある児童生徒に対する就学指導の適正をはかるため設置した、心身障害児就学指導委員会は、平成17年度から秋田市の制度に統一します。

適応指導センター「すくうる・みらい」「フレッシュフレンド派遣事業」「教育相談」は、合併時に秋田市の制度に統一し、両町の児童生徒も対象とします。

小学校に通う児童が利用している通学バス両町で合わせて4校は、合併後も運行を継続します。

## 第11回 秋田市・河辺町・雄和町 合併協議会

5月17日(月) 午後2時～  
秋田キャッスルホテル

問い合わせ 合併推進局tel(866)2785

傍聴は自由。ご希望のかたは直接会場へどうぞ。

### 議案など

- ・社会教育事業の取扱い
- ・市町村建設計画
- ・その他



第10回合併協議会